

○小田原市情報公開条例（抜粋）

平成 14 年 12 月 15 日条例第 32 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重して、公文書の公開を請求する権利及び総合的な情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関等をいう。

（1） 議会

（2） 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

（3） 小田原市土地開発公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（小田原市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1） 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（2） 図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（3） 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、市長（議会にあっては議長、小田原市土地開発公社にあっては理事長）が定めるもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 この条例における解釈及び運用の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにすること。
- (2) 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をすること。
- (3) 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめること。
- (4) 市の保有する情報は、積極的に提供するよう努めること。
- (5) 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とすること。

2 小田原市土地開発公社に係る前項の規定の適用については、同項中「市の」とあるのは、「小田原市土地開発公社の」とする。

省略

第4章 会議の公開

第24条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- (3) 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。